

## 【EU】人身取引の根絶に向けたEUの戦略

海外立法情報調査室・植月 献二

\* 欧州連合(EU)は、2012年6月、人身取引の根絶に向けた戦略に関する政策文書を発表した。これは、2011年に制定した理事会指令2011/36/EUの各国内法による制定及びその実施を支援し、人身取引対策としてとられている多くの行政措置に対して一貫した実施の枠組みを提供する5か年の行動計画である。

-----

### 1 背景

EUは、2012年6月19日、「人身取引の根絶に向けたEUの戦略2012-2016」と題する政策文書（以下「戦略文書」）を発表した（注1）。

戦略文書によれば、人身取引における被害者は、多くの場合、性的搾取、強制労働、物乞い、犯罪、臓器摘出等の搾取的な利用の目的で暴力的手段や詐欺等により集められ、輸送され、利用される。国際労働機関（ILO）によると、世界全体の性的搾取や強制労働の被害者は、2002年から2011年までに2千万人（うち児童が550万人）以上に及んだとされる。国連薬物犯罪事務所の2010年の報告では、2008年から2010年までの人身取引のうち、79%が性的搾取、18%が強制労働であり、性別では、79%が女性（うち児童13%）、21%が男性（うち児童9%）であったという。EUでも、具体的な情報を提供している21か国に限った数字ではあるが、同様の状況を示している。被害者の国籍の多くはEU域内に分布し、主にルーマニア、ブルガリア、ポーランド及びハンガリーが挙げられており、EU域外の国では、主にナイジェリア、ベトナム、ウクライナ、ロシア及び中国が挙げられている。

EUは、「EU基本権憲章」（第5条）により人身取引を禁止している。そして、「人身取引との闘いに関する2002年7月19日の理事会枠組決定2002/629/JHA」により、その対策に関して加盟国が必要な措置をとることを定めていたが、2011年4月、EUは、同枠組決定を廃止し、人身取引の防止に関する欧州議会及び理事会指令2011/36/EU（注2）を新たに制定した。同指令は、被害者の権利に焦点を当て、児童や性を特定した包括的な対策をとり、加害者の訴追及び処罰のみならず、犯罪防止及び被害者保護の強化並びに被害者の社会復帰を確保することを目標としている。各加盟国は、この指令の内容を、2013年4月6日までに国内法により実施しなければならない。

EUには、このほかに、様々な政策分野で数多くの人身取引対策に関連する法令や政策文書があり、その結果、多くの人身取引対策に関する事業の間に重複のおそれもあるという。それゆえ、戦略文書は、関連事業間に存在する重複を解消する具体的な行動を示す一貫した枠組みを提供し、とるべき行動に優先順位を与えることにその目的をおき、同指令2011/36/EUの内容の国内法における制定及びその実施を5か年にわたって支援するものとしている。

## 2 概要

政策文書は、5つの優先事項で構成され、具体的な42の行動が提示されており、それぞれの行動には実施の責任主体と期限が定められている。以下にその概要を紹介する。

### 優先事項1：人身取引の被害者の識別、保護及び支援

①国内的及び国際的な情報提供の仕組みの開発、②被害者を識別するための指針の策定、③児童保護の仕組みの強化及び指針の策定、④被害者の権利に関する情報の提供

### 優先事項2：人身取引の防止の促進

①性的搾取等、被害者を必要とするサービスに対する需要を減少させるための研究及び啓発、②人身取引対策を行う民間部門の欧州事業連合の創設、③被害を受けやすい人に対するEU横断的な意識喚起運動等の被害防止対策事業

### 優先事項3：加害者の起訴の強化

①欧州刑事警察機構との連携による加盟国内での人身取引に特化した法執行部署の設立、②人身取引の事例における資金の流れに関する調査、③国際刑事司法共助の強化及び人身取引のための欧州合同捜査チームの創設、④東欧方面からの人身取引の経路に関する国際的な地域協力の強化

### 優先事項4：重要関係者間の協調及び協力の拡充並びに政策の一貫性の確保

①加盟国報告者非公式ネットワークを支援するEU横断的な協調の仕組み又は類似した仕組みの強化、②EU外交政策活動における第三国との協力の調整、③被害者の保護及び支援のための市民組織等のEU横断的な意見交換の場の創設、④当該分野に関してEUが資金提供を行う事業の見直し、⑤各加盟国の基本的人権問題対策を支援するための関連行動（指針作成等）の強化、⑥司法部職員及び国際間の法執行に従事する職員に対する訓練の強化

### 優先事項5：多様な人身取引の形態に係る知見の充実及び効果的な対策

①EU横断的な情報の収集及びそれらを公開するシステムの開発、②人身取引の性別による要素や対象となりやすい人等に関する知見の充実、③インターネットを介した勧誘等に関する知見の充実、④労働搾取を目的とする人身取引への対策

注（インターネット情報は、2012年9月20日現在である。）

(1) COM (2012) 286 final: *COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS: The EU Strategy towards the Eradication of Trafficking in Human Beings 2012–2016*, 19.6.2012. <[http://ec.europa.eu/home-affairs/doc\\_centre/crime/docs/trafficking\\_in\\_human\\_beings\\_eradication-2012\\_2016\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/home-affairs/doc_centre/crime/docs/trafficking_in_human_beings_eradication-2012_2016_en.pdf)>

(2) この指令については次の記事を参照のこと。矢部明宏「【EU】人身取引に関する指令の制定」『外国の立法』248-2号, 2011.8, pp.10-11.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050676\\_po\\_02480205.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050676_po_02480205.pdf?contentNo=1)>